

府 開 建 地 第 644 号
令 和 4 年 8 月 8 日

株式会社 ミライテック 殿

内閣府沖縄総合事務局長



測量法に基づく測量業者としての登録について（通知）

貴殿の申請に係る標記については、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定により、下記のとおり登録したので、同条第2項の規定により通知する。

記

登録年月日	令和4年8月8日
登録番号	登録第（1）-36814号
登録の有効期限	令和9年8月7日

注）登録の更新申請を行う場合の書類提出期限：令和9年7月8日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）